
| | |
|--------|-------------------------------------|
| プロジェクト | 実務対応 －仮想通貨に係る会計上の取扱い |
| 項目 | 会計上の論点の分析（顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理） |

I. 本資料の目的

1. 本資料は、仮想通貨に関する会計上の論点のうち「顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理」を分析することを目的とする。

II. 預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理

仮想通貨の資産性の有無

（第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で示した内容）

基準開発の対象とする仮想通貨の特徴

2. 資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の仮想通貨は、以下の特徴を有する（資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号及び第 2 号）。
 - (1) 物品購入等の代金の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができるもの（これと相互に交換できるものを含む。）
 - (2) 電子的に記録された財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - (3) 法定通貨（本邦通貨及び外国通貨をいう。以下同じ。）及び通貨建資産（法定通貨をもって表示され、又は法定通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう（資金決済法第 2 条第 6 項）。以下同じ。）に該当しないもの

3. 資金決済法上の仮想通貨は現時点において、私法上の位置づけが明確ではなく¹、既存の私法ルール of 枠組みを前提とすると、何らかの財産権を認めることは難しいのではないかとの意見も聞かれる²。

一方で、資金決済法上の仮想通貨は「財産的価値」と定義されており、法律上の財産権が認められないとしても、何らかの財産的価値を有する場合がある³。

4. このように仮想通貨の法律上の位置づけは必ずしも明確ではないため、顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理を検討するに先立ち、まず、法律上の権利に基づかない仮想通貨が会計上の資産に該当するかどうか論点となる。

我が国の会計基準における資産の定義

5. 「資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない」（企業会計原則 第三 4（一））とされているが、資産が満たすべき性質を記述した会計基準はない。

6. 法律上の権利を会計上の資産として取り扱っているものとしては、例えば、以下の記載がみられる。

(1) 現金預金、有価証券、受取手形、売掛金（企業会計原則 第三 4（一）A）

(2) 特許権、地上権、商標権（企業会計原則 第三 4（一）B）

7. 一方、法律上の権利ではないものの、会計上の資産として取り扱っているものとしては例えば、以下の記載がみられる。

(1) 「繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものと考えられる」（「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」二1）

(2) 「将来の収益獲得又は費用削減が確実である自社利用のソフトウェアについて

¹ 金融審議会 「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～ 決済高度化に向けた戦略的取組み～」(2015年12月22日) 29頁

² 森・濱田松本法律事務所セミナー2016「仮想通貨を通じたデータに関する我が国私法制度の考察」末廣裕亮 18頁

³ 片岡義広著「ビットコインなどの仮想通貨に関する法改正と実務への影響」(LIBRA Vol. 17 No.4 2017/4 12頁)では、「仮想通貨も資金決済法が定義するように、デファクトとして換金性等を持つものであるから、「財産権」ではないものの、「財産」ではあり、「財産的価値」を持つ。」との見解がある。

は、将来の収益との対応等の観点から、その取得に要した費用を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行うべきと考えられる」（「研究開発費等の会計基準の設定に関する意見書」三三（三）③）

(3)「当該除去費用は、法律上の権利ではなく財産的価値もないこと、また、独立して収益獲得に貢献するものではないことから、本会計基準では、別の資産として計上する方法は採用していない。当該除去費用は、有形固定資産の稼働にとって不可欠なものであるため、有形固定資産の取得に関する付随費用と同様に処理することとした」（企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」第42項）

8. このように、これまでの会計基準では、必ずしも法律上の財産権に該当することが会計上の資産に該当するための要件とはされておらず、各々、法人税等の前払額としての性格、将来の収益と費用の対応等の観点及び有形固定資産の付随費用としての性格に着目して資産計上がなされている。
9. この点、資金決済法上の仮想通貨は「財産的価値」と定義されており、法律上の財産権が認められないとしても、財産的価値を有する場合がある。このため、売却・換金等の処分によりキャッシュの獲得に貢献することから、資金決済法上の仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得ると考えられると提案した⁴⁵。

⁴ 「資産は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源、負債は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務という特徴をそれぞれ有すると考えられている」との記載がある（企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第19項参照）。また、ここでいう「経済的資源」とは、一般的に「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」を意味するものと考えられている。

⁵ IASBにおける議論の状況

2016年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)では、オーストラリア会計基準審議会(AASB)が作成したアジェンダ・ペーパーをもとに、国際財務報告基準(IFRS)における仮想通貨の資産性について議論されている。

IASBの概念フレームワークでは、資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいうが、AASBの分析によれば、仮想通貨は以下の理由により資産の定義を満たすとしている。

- (1) 企業は、仮想通貨を購入するか、採掘するか又は支払代金として受取っている（過去の事象の結果）。
- (2) 企業は、仮想通貨をいつ売却するか、あるいは、いつ決済手段として利用するかを決めることができるため、仮想通貨を支配している（資源の支配）。
- (3) 最終的に、企業が仮想通貨を売却する、あるいは、決済手段として利用することにより、当該企業に経済的便益が流入することが期待される。

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

10. 第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会では、事務局提案に賛成する主に以下の意見が聞かれた。

(1) 資産として取扱い得るという結論には違和感はないものの、財産的価値という仮想通貨の定義からの説明だけでなく、資産の定義や構成要件を満たしているかという観点から少し説明を加えた方が良いと考える。

(2) 仮想通貨は資産として取り扱い得るとする方針には同意するが、将来 IFRS において仮想通貨を取り扱った場合にどのように取り扱われるかを予め想定するために、例えば IFRS の概念フレームワークに照らしての検討を追加してはどうか。

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)

11. 事務局提案に大きな異論は聞かれなかったことから、資金決済法上の仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得る方向で検討してはどうか。

なお、資金決済法上の仮想通貨の資産性についての IFRS 上の取扱いを考える場合、改訂中の IASB の概念フレームワークの定義及び認識基準に照らした検討が必要になるが、現在 IASB において検討は進められておらず、IFRS との整合性を踏まえた検討を行うことは難しいものと考えられる⁶。

顧客からの預かり仮想通貨に係る資産及び負債の認識

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で示した内容)

顧客から仮想通貨交換業者が預かる仮想通貨の内容

12. 仮想通貨交換業者が仮想通貨の現物取引に関連して顧客から仮想通貨を預かる場合としては、例えば、以下の 2 つが考えられる。

⁶ 改訂中の IASB の概念フレームワークでは、資産の定義から「経済的便益の流入することが期待される」という要件が削除され、資産とは、企業が過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源をいうとされている。

また、資産の認識については、目的適合性のある情報を提供することと資産を忠実に表現するという 2 つの認識規準に従い資産を認識することとされている。この場合、経済的便益の流入の蓋然性が低い資産の認識を禁止すべきではないという点が暫定決定されている。

- (1) 委任契約により仮想通貨取引所で売却するために顧客から仮想通貨交換業者が預かった仮想通貨

顧客が仮想通貨取引所で売却するために、顧客の仮想通貨を仮想通貨交換業者に送信し、仮想通貨交換業者が顧客から受領した仮想通貨の管理・処分のために必要な暗号鍵等を保管することにより、顧客の仮想通貨を保有する。

- (2) 顧客が仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で購入した後に、仮想通貨交換業者が預かった仮想通貨

顧客が仮想通貨交換業者の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨交換業者から仮想通貨販売所で購入した後に、仮想通貨交換業者はそのまま顧客から仮想通貨を預かり、仮想通貨交換業者は顧客に仮想通貨を送信せずに、顧客の仮想通貨の管理・処分するために必要な暗号鍵等を保管することにより顧客の仮想通貨を保有する。

これらの 2 つの方法により仮想通貨交換業者が顧客から預かった仮想通貨については、仮想通貨交換業者が仮想通貨の管理・処分するために必要な暗号鍵等を保管することにより自己の固有財産である仮想通貨と同様に保有することになる。

なお、仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と同様に管理することになるため、利用者保護の観点から、仮想通貨交換業者には顧客が預託した金銭・仮想通貨を自己の固有資産と分別して管理する義務（資金決済法第 63 条の 11 第 1 項）が課せられている⁷。

顧客から仮想通貨交換業者が預かった仮想通貨の法的な位置付け

13. 民法上、所有権の対象は有体物に限られることから、有体物ではない仮想通貨は所有権の対象にはならないと言われている⁸。資金決済法上の仮想通貨の所有権者が定かではない中で、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の暗号鍵等の保管を通じて顧客の仮想通貨を保有することになるが、仮想通貨の保有者である仮想通貨交

⁷ 顧客から預託された仮想通貨の分別管理の詳細については、金融庁事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）「Ⅱ-2-2-2 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理」参照。

⁸ 所有権は法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利であると定義されているが（民法 206 条）、所有権の対象は有体物であるとされている（同法 85 条）。例えば、ビットコインについては、所有権の客体が原則として有体物に限定されていること（民法第 206 条、第 85 条）などを理由に、所有権の客体にはならないとの判例がある（東京地裁 2015 年 8 月 5 日）。

換業者の有する権利の法的な位置付けについては明らかではないと言われている⁹。

14. また、顧客が仮想通貨交換業者に仮想通貨を預けた場合、顧客にとっては、仮想通貨交換業者に対して預けた仮想通貨の返還を求める何らかの法的権利（債権）を有しているのかが論点となる¹⁰。この点についても、仮想通貨に民法上の寄託と同様の法律関係が適用されるのかがどうかは定かではなく、顧客は仮想通貨交換業者に対して預けた仮想通貨の返還を求める権利を有しているかどうかの法的な位置付けについては必ずしも明らかではないと言われている¹¹。

他業種における顧客から受け入れた顧客の資産の会計処理

15. 顧客から預かった仮想通貨の会計処理の検討にあたって、他業種における顧客から受け入れた顧客の資産の認識に関する我が国の実務慣行は参考になると考えられるため、以下において考察している。

(1) 信託銀行における信託財産

信託法上の信託は、委託者が信託行為によって受託者に財産権の移転を行い、当該受託者が信託目的に従って、受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分等を行うためのものである。

信託財産は、受託者名義となるが、受託者は自由に処分することができず、信託目的に拘束され、受託者から独立した財産になる。信託法は、信託財産の独立性を確保するために、以下の規定を設けている¹²。

① 信託財産に対する強制執行等の制限

受託者に対する債権者は、(受託者が信託事務を執行した結果として債権

⁹ 有吉尚哉ほか編著「FinTech ビジネスと法 25 項－黎明期の今とこれから」（2016 年、商事法務、190 頁（芝章浩著）では、「ビットコインを「保有」する場合の法律関係が法令や裁判例で明確化されているわけではない。（中略）少なくとも現行の日本法上は、ビットコインを「保有」する状態とは、秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐付いたビットコインを任意のアドレスに送付できる状態を独占しているという事実状態にほかならないものと考えられる。」との見解がある。

¹⁰ 平成 26 年にビットコイン取引所であった株式会社 MTGOX が破たんした際の破産処理では、顧客が取引所に対して預け入れたビットコインの返還請求権は破産債権として取り扱われている。

¹¹ 民法上の寄託に該当した場合には、寄託者はいつでもその返還を請求することができるとされているが（民法 662 条）、民法上の寄託は有体物についてのものであるとされている。

¹² 一般社団法人 信託協会「信託財産の独立性」
(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust03_05.html)

を取得した者などを除き、) 信託財産に属する財産に対して、強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行、国税滞納処分等を行うことができない。

② 受託者の破産等

受託者が破産手続の開始決定を受けても、信託財産はその破産財団に組み込まれない。また、受託者が再建型倒産処理手続(再生手続・更生手続)の開始決定を受けても、やはり、信託財産は倒産手続に組み込まれない。

また、信託法上、受託者に対してさまざまな義務が課されており、受託者の義務のうち、最も基本的なものとして、以下の3つが挙げられる¹³。

① 善管注意義務：

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない。

② 忠実義務：

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければならない。

③ 分別管理義務：

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産(受託者の個人財産)や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければならない。

信託の会計は、信託財産に係る帳簿等の作成義務を負う受託者によって行われるが、法的に信託財産の独立性が認められるため、受託者の固有財産に係る会計とは区別されている。

したがって、信託銀行が受託者として受け入れた信託財産の会計処理については会計基準等による定めはないが、信託銀行が信託業務と銀行業務を兼営している場合には、信託銀行の経理は信託勘定と銀行勘定に分別され、自己の財産(固有財産)である銀行勘定だけが信託銀行にとっての企業会計の対象になっており¹⁴、信託財産は信託銀行の貸借対照表には計上されていない。

¹³ 一般社団法人 信託協会「受託者の義務」
(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/trust03_07.html)

¹⁴ 三菱UFJ信託銀行編著「信託の法務と実務(6訂版)」(2015年、きんざい、323頁)

(2) 証券会社（金融商品取引業者）において預かった顧客資産

証券会社（金融商品取引業者）において預かった顧客資産の会計処理については会計基準等による定めはないが、実務上、以下のように会計処理が行われている。

① 現金

有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金については、証券会社は所有者となる現金¹⁵を資産計上するとともに、対応する返済義務を「顧客からの預り金」として負債に計上している（日本証券業協会「有価証券関連業経理の統一に関する規則」）。

② 有価証券

保護預かり契約等により顧客から預かった有価証券については、一般的に顧客に所有権が帰属するため、顧客の資産を証券会社では貸借対照表には計上していない¹⁶。

なお、証券会社には、顧客から預かった現金や有価証券については、分別管理の義務が課せられている（金融商品取引法第43条の2）。

(3) 自由処分権を有する担保受入金融資産

① 現金

企業が担保として現金を受け入れた場合には、当該現金と対応する返還義務を実質的な金融取引として計上する（金融商品実務指針第242項）¹⁷。

¹⁵ 占有する現金の所有権に関しては、「金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えらるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によつて取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである」との判例がある（最高裁 1964年1月24日）。

¹⁶ 米国の会計実務においても、「前の実務のもとでは、他の当事者に保護預り又は保管（カストディ）の目的で移転した金融資産は、移転者によつて引き続き資産として持ち越されている。（略）保管者は当該資産を支配せず、移転者の指示に従わなければならない。当審議会は、現行の実務を継続するべきであり、したがって、本基準書は移転者の保護預りによる保管を取り扱うことを要しないと結論づけた」とされている（旧 SFAS140 第260項）。

¹⁷ 国際的な会計基準においても、①現金担保と交換での金融資産の移転は現金借入れと区別ができず、加えて、現金は代替可能であるため、それが担保として受け入れた企業で使用されたかどうかは判別不可能であること（ASC860-30-25-3）や、②金融資産の最終的な実現は現金への転換であるので、移転された現金の経済的便益を実現するのに、それ以上の変換は必要とされない

② 現金以外の金融資産

融資等に関連し、貸手が現金以外の金融資産を受け入れ、それについて売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する場合、担保受入日には自由処分権を有する担保受入金融資産と対応する返還義務を認識する必要はなく、その時価を注記すれば足りる。ただし、貸手が担保受入金融資産を売却した場合には、当該担保受入金融資産の時価で受入れ及び売却処理を行い、返済義務を負債として認識する（金融商品実務指針第 242 項）¹⁸。

なお、金融商品実務指針には当該会計処理を採用した根拠は明示されていない¹⁹。

16. 前項に記載したこれまでの我が国の実務慣行における顧客から受け入れた顧客の資産の会計処理をまとめると、以下のようになると考えられる。

- (1) 信託契約において受託者として信託財産を受け入れた場合には、信託財産は受託者に所有権は移転するものの、信託法により信託財産の独立性が確保されているため、受け入れた企業は信託財産を貸借対照表に計上しない。
- (2) 預かり資産として顧客の資産を受け入れた場合には、受け入れた企業は所有権が受け入れた企業に移転する現金については貸借対照表に計上し、所有権が顧客に帰属する有価証券については貸借対照表に計上しない。
- (3) 自由処分権のある担保として顧客の資産を受け入れた場合には、受け入れた企業は所有権が受け入れた企業に移転する現金については貸借対照表に計上し、受け入れた企業に法律上又は契約上、売却又は再担保という方法による自由処分権が移転しているものの、現金以外の金融資産については当該現金以外の金

こと（IFRS 第 9 号 D.1.1 認識：現金担保）を理由に、担保として受け入れた企業はその現金を資産として認識することとしている。

¹⁸ 国際的な会計基準においても、すべての自由処分権の公正価値を測定し資産に計上することはコストベネフィット等の観点から適切ではないと結論づけられており（旧 SFAS140 第 252 項、第 257 項）、現金以外の担保については、担保として受け入れた企業は当該担保を売却した場合を除き、資産として認識してはならないとされている（ASC860-30-25-5、IFRS 第 9 号 3.2.23）。

¹⁹ 2001 年改正前の金融商品実務指針では自由処分権を有する現金以外の金融資産を担保として受け入れた場合には受け入れた企業の貸借対照表に計上することとされていたが、2001 年の改正により現在の取扱いに変更されている。2001 年改正の際の前書文には「自由処分権を有する担保受入金融資産、有価証券の消費貸借契約並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引について、国際的な動向を踏まえ、注記による取扱いにすることとしました」と記載されている（「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」の改正について（2001 年 03 月 30 日））。

融資産を売却した場合を除き貸借対照表に計上しない。

小括

17. これまでの我が国の実務慣行では、原則的には、顧客から受け入れた資産の法的な権利の企業への移転に着目し、受け入れた資産を会計上資産として計上するか否かを判断していると考えられる。

ただし、第 16 項 (3) に記載のとおり現金以外の金融資産を自由処分権のある担保として顧客から受け入れた場合には、例外的に、受け入れた企業は資産に計上しない場合がある。

分析

18. 仮想通貨交換業者が顧客から顧客の仮想通貨を預かる場合としては、第 12 項に記載したとおり、資金決済法上の仮想通貨の現物取引に関連して顧客から仮想通貨を預かる場合があげられる。

また、仮想通貨交換業者が資金決済法上の仮想通貨の信用取引や資金決済法上の仮想通貨を原資産とするデリバティブ取引を行うために、顧客から顧客の現金の代用として顧客の仮想通貨を保証金又は証拠金として受け入れる場合もある。

いずれの場合も、仮想通貨交換業者が顧客から顧客の仮想通貨を受け入れ、顧客の仮想通貨をその暗号鍵等の保管を通じて保有する意味では同一であるため、これらを顧客から顧客の仮想通貨を預かった場合の会計処理の検討対象とする。

19. 資金決済法上の仮想通貨に関しては、第 3 項に記載したとおり、現時点において、私法上の位置づけが明確ではないことから、実質的に法的な権利が受け入れた企業に移転するかどうかの判断が容易ではない。その経済的実質を考慮して、以下の 2 つの会計処理との異同について考察する。

案 A : 預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上する方法

仮想通貨交換業者は、顧客の仮想通貨の暗号鍵等の保管を通じて顧客の仮想通貨を保有することになるため資産計上する一方で、対応する同額の負債を計上する。

案 B : 預かった仮想通貨を預かった有価証券に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対

照表に計上しない方法

仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の固有財産である仮想通貨と分別して管理する義務が課せられており、かつ、通常、顧客の仮想通貨から生じるすべての経済的便益は顧客に帰属するため、顧客の仮想通貨を資産に計上しない。

20. 案Aの長所及び短所としては、次のような点が考えられる。

(1) 長所

- 顧客から現金を預かった場合と同様に、仮想通貨交換業者が暗号鍵等を保管することにより保有することになる仮想通貨については、仮想通貨を管理・処分する権利を有するため、自己の固有財産である仮想通貨であっても顧客の仮想通貨であっても仮想通貨交換業者にとって違いはなく、これらの仮想通貨を同様に会計処理することができる。

(2) 短所

- 仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する義務が課せられているが、第14項に記載のとおり、顧客が仮想通貨交換業者に対して預けた仮想通貨の返還を求める権利を有しているかどうかの法的な位置付けについては必ずしも明らかではないと言われていることから、顧客に対する負債として明確に位置づけられるかどうかは定かではない。
- 仮想通貨交換業者の貸借対照表に仮想通貨交換業者の損益に影響を及ぼさない顧客の仮想通貨を資産計上した場合には、財務諸表利用者には有用な情報を提供しない可能性がある。

21. 案Bの長所及び短所としては、次のような点が考えられる。

(1) 長所

- 仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する義務が課せられており、仮想通貨交換業者の損益に影響を及ぼす可能性のある自己の固有財産である仮想通貨のみを仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上することにより財務諸表利用者による企業成果の予測と

企業評価に役立つ有用な情報が提供される。

(2) 短所

- 仮想通貨交換業者が暗号鍵等を保管する顧客の仮想通貨については、仮想通貨交換業者が管理・処分する権利を有するにもかかわらず、仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨の残高が貸借対照表に計上されなくなる。

22. 案 A 及び案 B の長所及び短所を比較考量した場合、自己の固有財産である仮想通貨であっても顧客の仮想通貨であっても仮想通貨交換業者にとって違いはなく、この点を重視すべきと考えられ、「案 A: 預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上する方法」を採用することを提案した。

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

23. 第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会では、主に以下の意見が聞かれた。

顧客からの預かり仮想通貨を貸借対照表に計上することを支持する意見

- (1) 仮想通貨の保有を、秘密鍵の排他的な管理を通じてビットコインを任意のアドレスに送付できる状態を独占している状態と考えるのであれば、顧客からの預かり仮想通貨を資産計上し、見合いの負債を両建てするのが良いのではないかと考える。
- (2) 仮想通貨の性格としては、有価証券よりも現金に近いものと考えており、現金に準じて資産及び負債を認識する考えに同意する。

顧客からの預かり仮想通貨を貸借対照表に計上しないことを支持する意見

- (3) 仮想通貨は法律上の所有権が明確でなく、仮想通貨交換業者に所有権が移転したとまでは言えないのであれば、貸借対照表には計上せず、注記により情報を開示するという考え方もあるのではないかと考える。
- (4) 顧客からの預かり仮想通貨は顧客が実質的に支配しているので、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきではない。

その他

- (5) 金融庁から公表されている事務ガイドラインを踏まえ、今後さらに分別管理が

より厳格に運用されることを念頭に、基準開発を行っても良いのではないかと考える。

- (6) 自己の仮想通貨と顧客の仮想通貨の暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管する点については金融庁の事務ガイドラインに記載があるが、当該事務ガイドラインを踏まえて仮想通貨交換業者が採用する分別管理の方法によっては会計処理に影響を与えるのではないか。

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)

24. 第 23 項(1)及び(2)に記載した意見については、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の管理・処分に必要な暗号鍵等の保管を通じて、保有する顧客の仮想通貨を管理・処分する権利を有しているため、預かった現金と同様に、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上するという意見である。

一方、第 23 項(3)及び(4)に記載した意見は所有権又は実質的な支配権に着目するものであり、顧客の仮想通貨について、それらが仮想通貨交換業者に移転したのでなければ、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきではないという意見である。

25. ここで、顧客から預かった仮想通貨を仮想通貨交換業者の貸借対諸表に計上すべきかどうかを考察するにあたり、仮想通貨交換業者が顧客から受け入れた仮想通貨の倒産隔離の状況が参考になると考えられるため、以下において考察することとする²⁰。

- (1) まず、他業種における顧客から受け入れた顧客の資産の倒産隔離の状況を分析する。

- ① 信託契約において信託銀行が受託者として信託財産を受け入れた場合には、受託者が破産手続の開始決定を受けても、信託法の規定により信託財産の独立性が確保されているため、信託財産は破産した企業の破産財団²¹に組み

²⁰ 金融資産の消滅の認識においては、譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること要件の 1 つとされている(金融商品会計基準第 9 項)。

²¹ 破産財団とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう(破産法第 2 条第 14 項)。また、破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産は破産財団とすることとされている(破産

込まれない。

- ② 預かり資産として顧客の資産（現金、有価証券）を受け入れた場合に、受け入れた企業が破産手続の開始決定を受けたときには、それぞれ、以下の取扱いになる。

(a) 現金については、顧客の所有権に基づく取戻権²²の対象にならないため、破産した企業の破産財団に組み込まれる²³。

(b) 所有権が顧客に帰属する有価証券については、顧客の所有権に基づく取戻権の対象になるため、破産した企業の破産財団には組み込まれない。

- (2) 次に、預かり資産として顧客の仮想通貨を受け入れた場合に、仮想通貨交換業者が破産手続の開始決定を受けたときには、現時点においては、仮想通貨交換業者の破産財団に組み込まれた顧客の仮想通貨について顧客の所有権に基づく取戻権は認められていないと言われている²⁴。この前提にたてば、仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨については、第23項(5)に記載した意見のとおり、今後、さらに分別管理がより厳格に運用されることが想定される²⁵が、分別管理の方法にかかわらず、自己の固有財産である仮想通貨であっても顧客の仮想通貨であっても、破産した仮想通貨交換業者の破産財団に組み込まれることになる。この点、顧客から預かった仮想通貨については、顧客から預かった現金に類似した性質を有している。

26. 倒産隔離の状況は必ずしも会計上の判断の結論に直接結びつくものではないもの

法第34条第1項)。

²² 破産手続において、第三者が破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利をいう（破産法第62条）。

²³ 「金銭は、基本的には消費寄託あるいは消費貸借という性質のものであり、特定性がありません。このため、金融商品取引業者等が破綻した場合、金銭を預けた顧客は債権者として当該金銭に係る返還請求権は持ちますが、破産法制上の取戻権の対象にならないため、その顧客に優先的に返戻されるものではありません。」とされている（日本証券業協会「顧客資産の分別管理Q&A」Q23）。

²⁴ ビットコインが破産手続において取戻権の対象となるかが争われた裁判においては、所有権に基づく取戻権は認められないと結論づけられている（東京地裁 2015年8月5日）。

²⁵ 金融庁の事務ガイドラインにおいては、以下の点が分別管理の主な着眼点とされている。

- (1) 自己の固有財産である仮想通貨と顧客の仮想通貨の暗号鍵等の保管場所を明確に区分すること
- (2) 毎営業日において顧客の仮想通貨について内部管理帳簿の残高とブロックチェーン等のネットワーク上の有高の残高照合を行うこと

の、倒産時の資産の帰属関係も踏まえると、仮想通貨交換業者が保有する顧客の仮想通貨について、所有権又は実質的な支配権が仮想通貨交換業者に移転したのでなければ仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきではないと整理するよりも、自己の固有財産である仮想通貨との同質性を重視して、「案 A：預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上する方法」を採用することが考えられるかどうか。

(第 106 回専門委員会で聞かれた意見)

27. 仮想通貨の所有権に関して法的な取扱いが明確でなく、顧客の預け資産に係る保護の観点からも、取扱業者での顧客からの預かり資産について資産・負債ともオンバランスするという事務局案に賛成である。

顧客から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の期末評価

(第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で示した内容)

28. 仮に、第 19 項の案 A を採用する場合、自己の固有財産である仮想通貨と異なり、通常、顧客の仮想通貨から生じるすべての経済的便益は顧客に帰属することから、仮想通貨交換業者が貸借対照表に計上する顧客の仮想通貨に係る資産及び負債に対して仮想通貨の市場価格の変動を反映させる必要があるのかどうか論点になる。
29. この点に関しては、自己の固有財産である仮想通貨であっても顧客の仮想通貨であっても仮想通貨交換業者にとって違いはなく、これらの仮想通貨を同様に会計処理することを重視する観点からは、自己の固有財産である仮想通貨と同様の方法で、期末評価を行うことが考えられるかどうか。

(第 105 回・第 106 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

30. この点に関しては、第 105 回・第 106 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会では特段の意見は聞かれていない。

ディスカッション・ポイント

- ・事務局案についてご意見をお伺いしたい。

以 上